平成２１年（フ）第９０８号
静岡市駿河区中島652番地の２
破産者　有限会社共伸塗装
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８１８号
仙台市若林区大和町５丁目４番25―605号
破産者　有限会社恵装建
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４３号
福島県郡山市深沢１丁目５番22号
破産者　有限会社旭乳業販売
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
群馬県みどり市大間々町桐原763番地10
破産者　大西　常雄
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２９号
群馬県みどり市大間々町桐原763番地10
破産者　大西ハツヱ
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第５９７号
川崎市高津区末長1369番地天神ビル205
破産者　株式会社共和商事
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
川崎市麻生区岡上464番地１
破産者　株式会社日興建機電装
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
三重県桑名市長島町又木３番地１　ラドーニ長島大空の館1004号
破産者　岩田　　博
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
三重県四日市市和無田町976番地
破産者　大久保俊之
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第６４９２号
大阪市生野区巽西４丁目５番43号
破産者　坂本ホツク工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８１６号
大阪府東大阪市川俣１丁目１番23号
破産者　有限会社清水精器製作所
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８２６号
大阪市北区梅田１丁目３番１―500号大阪駅前第１ビル５階
破産者　株式会社近代旅行
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６１４号
大阪府寝屋川市若葉町14番16号
破産者　有限会社ビッグファミリー
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９４号
兵庫県宝塚市雲雀丘２丁目１番８号
破産者　阪上造園土木株式会社
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７６号
鳥取県鳥取市賀露町461番地
破産者　有限会社アイディアル
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１００号
島根県鹿足郡津和野町中座イ928番地
破産者　青木　信子
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２０年（フ）第１１１号
島根県益田市下本郷町182番地
破産者　有限会社アコール
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第１４２号
山口県下関市竹崎町１丁目15番33号
破産者　株式会社福物産
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第９１号
北九州市若松区南二島１丁目13番14号
破産者　丸一建設株式会社
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４９０号
沖縄県那覇市久米１丁目５番22号
破産者　比嘉電気工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５号
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保1383番地
破産者　有限会社佐藤建設
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１１３８号
横浜市中区山下町74番地１
破産者　ラウリマデザインスタジオ株式会社
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部